R40301　第４回教育委員会会議

第４次生涯学習大阪計画

～つながり、支え合い、共に育つ　大阪市の生涯学習～

（案）

大阪市

令和４(2022)～７(2025)年度

目　次

【第Ⅰ章】生涯学習とは…… 1
1　生涯学習とは…… 1
2　大阪市における生涯学習の考え方…… 1

【第Ⅱ章】生涯学習の現状と課題…… 3
1　社会状況の変化…… 3
（1）　大阪市をめぐる社会状況…… 3
（2）　生涯学習に関する国の動向…… 6
（3）　本市行政の動向…… 8
2　第３次計画の成果と課題…… 10
（1）　「ひと」と「まなび」をつなぐ…… 10
（2）　「ひと」と「ひと」をつなぐ…… 10
（3）　「ひと」と「まち」をつなぐ…… 11
（4）　「ひと」「まち」「まなび」をつなぐ…… 12
3　大阪市社会教育委員会議意見具申「地域と学校の協働による生涯学習の推進について」…… 12

【第Ⅲ章】計画の概要……14
1　計画の位置付け……14
2　計画の期間……14

【第Ⅳ章】大阪市の生涯学習の未来像……15
1　基本理念「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」の推進……15
2　めざすべき未来像……16
（1）　誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち……16
（2）　多様な市民が支え合い共に生きるまち……17
3　最重要目標……17

【第Ⅴ章】施策体系と推進の仕組み……19
1　施策推進における基本的な方向……20
2　施策の内容……22
（1）　誰一人取り残さない生涯学習支援……22
①　多様性と包摂性に基づき学びを支援します　……22
②　ICT を活用して学びを支援します……24
（2）　ライフステージに応じた生涯学習支援……27
① 子ども・青少年の学びを支援します ……27
② 成人の学びを支援します ……28

③ 高齢者の学びを支援します ……30
（３） 支え合い共に生きる社会を創る生涯学習支援……32
① 人材育成を図ります ……32
② 家庭教育を支援します ……33
③ 教育コミュニティづくりと地域学校協働活動を推進します ……34
④ 学びによるネットワークづくりや、
企業・NPO・高等教育機関など多様な主体との連携・協働を進めます……37
３ 施策推進の仕組み－地域・区域・広域の役割と連携－……38
（１） 「地域」「区域」「広域」におけるネットワークの充実……38
（２） 区役所の役割と今後の方向……39
（３） 教育委員会事務局ならびに各局等の役割と今後の方向……40
（４） 生涯学習関連施設の機能の充実……41

【第VI章】計画の推進に当たって……44
１ 計画推進体制について……44
２ 施策の総合的な進捗管理……44

資料編

施策体系別事業一覧表……45

第Ⅰ章　生涯学習とは

1　生涯学習とは

平成 18（2006）年に改正された教育基本法においては、生涯学習社会実現の重要性に鑑み、新たに第3条「生涯学習の理念」に関する規定が設けられ、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」に向け、教育全体の普遍的理念として生涯学習社会の実現をめざすことが明確化されました。

令和2（2020）年文部科学白書では、「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる、と定義されています。

生涯学習とは、子ども・青少年期に学校において行う学習のみならず、生涯にわたって行うものであり、市民一人一人が自らに適した手段・方法で、主体的に生きる力を身に付け自己実現を図るものです。さらに、学んだ知識・技術等を活かして、社会に参画したり、直面する様々な課題を主体的に解決したりすることも重要な視点です。

2　大阪市における生涯学習の考え方

「生涯学習大阪計画」は、教育基本法に定められた生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえて、本市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的に講ずべき施策の方向とその内容を明らかにすることを目的として策定しています。

これまで本市では、第1次「生涯学習大阪計画」（平成4（1992）年策定）、第2次「生涯学習大阪計画」（平成 18（2006）年策定）、第3次「生涯学習大阪計画」（平成 29（2017）年策定）に基づき、生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ってきました。

平成4（1992）年策定の第1次「生涯学習大阪計画～人間尊重の生涯学習都市・大阪をめざして～」では、「生涯学習とは、基本的人権、自由、民主主義、ノーマライゼーション等の人間尊重の考え方を基本として、一人ひとりが人生のあらゆる段階や場面において、できる限り自己実現をめざし、自己に適した手段方法を選んで、自ら進んで行う自己教育活動であるとともに、学習者がその成果を社会に広げ、よりよい社会への変革を担っていくことができるための学習」としました。

平成18（2006）年策定の第2次「生涯学習大阪計画～自律と協働の生涯学習社会をめざして～」では、第1次計画の考え方を継承したうえで、「生涯学習」とは「市民一人ひとりが身近な問題について

主体的に考え、ともに解決にあたるという、自律し連帯する力である『市民力』を獲得するための学習」という考え方を付加しました。

平成29（2017）年策定の第3次「生涯学習大阪計画～ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習～」では、これまでの生涯学習の考え方を継承するとともに、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの変化など、さまざまな変化がみられる社会状況の中で、市民が主体的にかつ継続して生涯学習活動を続けていくために、「市民同士が交流を図り協働する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく取組」を生涯学習の考え方に付加しました。

新型コロナウイルス感染症や情報化の急速な進展等、近年の社会状況の変化も踏まえつつ、引き続き、本市における生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、第4次「生涯学習大阪計画」を策定します。

第Ⅱ章　生涯学習の現状と課題

1　社会状況の変化

（1）大阪市をめぐる社会状況

本市の推計人口（令和3（2021）年9月時点）は 275 万 4,440 人です。

大阪市人口ビジョン（令和2（2020）年3月更新）によると、本市の人口は令和2（2020）年頃を境に減少傾向となり、令和 27（2045）年には平成 27（2015）年から 7.1%減少し約 250 万人になると予測されています。

また、本市の中心部における人口増加が大きい一方で、周辺部では人口減少傾向が続く地域もあります。

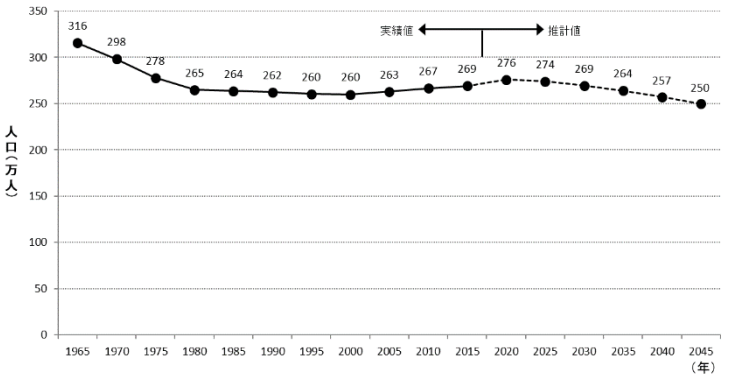

図１　人口総数の推移（大阪市人口ビジョンより）

令和3（2021）年9月現在、65 歳以上人口（高齢者人口）の割合は 25.6%、15～64 歳人口（生産年齢人口）の割合は 63.9%、0～14 歳人口（年少人口）は 10.5%となっています。また、 令和 27（2045）年の本市の高齢化率は、年少人口、生産年齢人口の減少もあいまって、32.4%になるとされています。

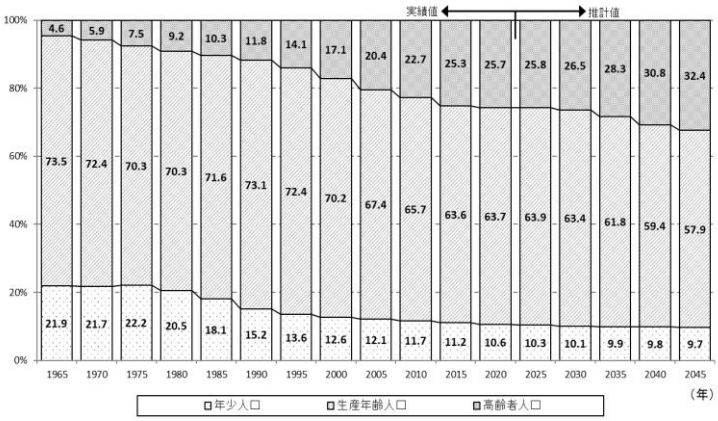

図２　人口構造の変化（大阪市人口ビジョンより）

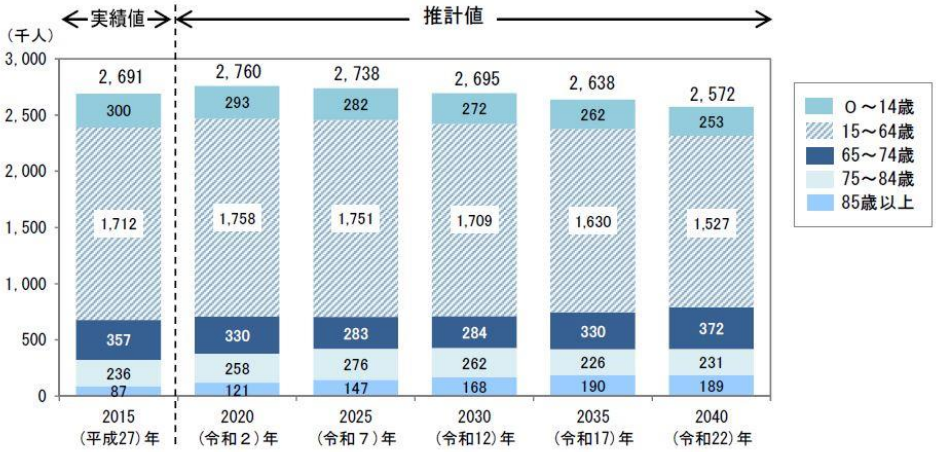

※総数には年齢不詳を含まない
資料：大阪市政策企画室

図３　大阪市の年齢５区分別将来推計人口

本市の高齢者人口のうち、65～74 歳人口は、平成 27（2015）年から令和7（2025）年までいったん減少し、令和 12（2030）年以降は再び増加に転じると予測されており、また、75 歳以上人口は「団塊の世代[1]」が全て 75 歳を超える令和7（2025）年まで急激な増加が続き、その後は減少に転じると予測されています。

また、平成 27（2015）年市区町村別生命表（厚生労働省）によると、本市の平均寿命は、男性 78.8 歳（全国 80.0 歳）、女性 86.2 歳（全国 87.0 歳）となっており、平成 7（1995）年から比べると、男女とも 4 歳以上伸びています。また、健康寿命[2]についても、男性が 77.14 歳、女性が 82.63 歳と、平成 22（2010）年と比較して、男女とも 1 歳程度伸びています。全国的にも同様の傾向が見られ、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3（2021）年4月から施行されています。

本市における外国人住民の数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和2（2020）年度は減少したものの、平成 25（2013）年度以降、急増しています。令和2（2020）年 12 月末現在、大阪市の外国人住民数は 144,123 人で、外国人住民比率は 5.26%と、政令指定都市の中でも突出して高くなっています。また、新たに来日する外国人住民は、国籍が多様化しているとともに、区や地域により集住する外国人の傾向が大きく異なるのが特徴です。

平成 30（2018）年 4 月の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、今後外国人住民はこれま

---

[1] 団塊の世代…日本で 1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年に生まれた世代をさす。「第一次ベビーブーム世代」ともいわれ、突出した人口規模をもつ。

[2] 健康寿命…介護の必要がなく日常生活動作が自律している期間の平均。
「ある健康状態（(1) 日常生活に制限がない期間　(2) 自分が健康であると自覚している期間　(3) 日常生活動作が自立している期間)」で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称であり、国は、(1) により健康寿命を算出し、大阪市では要介護認定者数を用い、(3) により健康寿命を算定している。

で以上に増加すると見込まれており、令和元（2019）年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行されています。外国につながる人[3]の人権はもとより、相互の多様な価値観や文化を尊重しつつ、誰もが安心して生活することができ、社会参加できるまちづくりが求められています。

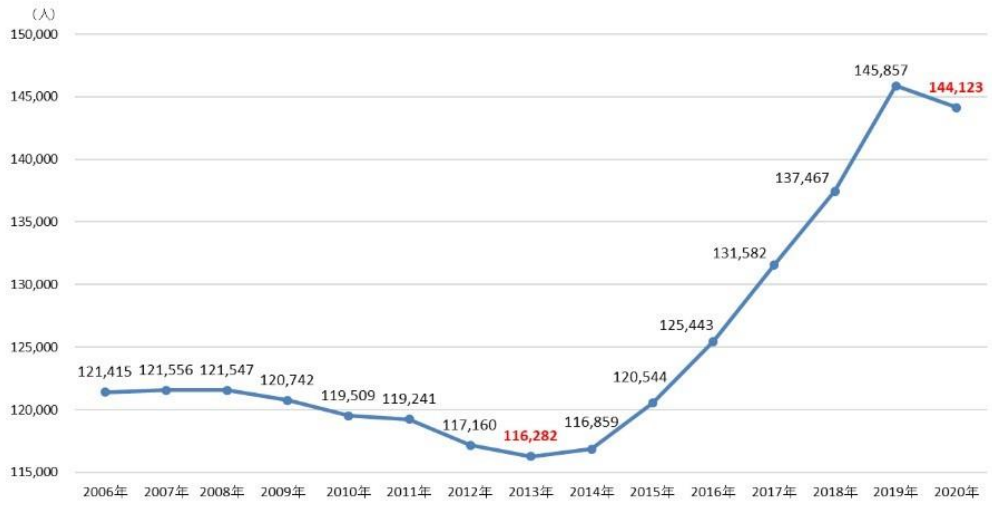

図４　大阪市の外国人住民数の推移（大阪市多文化共生指針より）

本市の子どもを取り巻く状況については、外国につながる児童・生徒の急増、児童虐待の相談件数の増加、こどもの貧困、ヤングケアラー[4]などの課題が顕在化するとともに多様化・深刻化しています。こ

区分	基準	大阪市				大阪府
		小 5・中 2 保護者		5 歳児保護者		小 5・中 2 保護者
		人数	割合	人数	割合	割合
中央値以上	等価可処分所得中央値（市:238 万円、府:255 万円）以上	11,456	50.0%	6,657	52.5%	50.2%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値未満で、中央値の 60%以上	6,430	28.1%	3,749	29.6%	29.4%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の 50%以上 60%未満	1,515	6.6%	774	6.1%	5.5%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得中央値の 50%未満	3,490	15.2%	1,500	11.8%	14.9%

図５　大阪市の子どものいる世帯の困窮度（令和４（2022）年度市政運営の基本的な考え方より）

[3] 外国につながる人…「大阪市多文化共生指針」において、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用すると規定している。

[4] ヤングケアラー…法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされる。

れらの課題との関連を見据えながら、区役所及び関係部局等と連携し、生涯学習分野からも効果的に施策を展開していく必要があります。

とりわけ、「大阪市子どもの生活に関する実態調査」（平成 28（2016）年）によると、本市における小5・中2のいる世帯の貧困率は 15.2%で、おおむね 6 人に 1 人が相対的貧困に陥っていることとなります。また、ひとり親家庭、特に母子家庭や、若年で親となった世帯の困窮度は非常に高くなっています。

困窮度が高くなるにつれ、習いごとや地域行事、学校のクラブ活動等、様々な活動等への参加ができなかったという回答が多くなっています。また、困窮度の高い世帯では、家庭での大人との関わりが減り、子どもは、保護者と過ごして楽しいと思える機会や保護者に対して悩みを相談する機会を十分に持っていない可能性が懸念されるとされています。経済的に厳しいと地域で孤立しやすく、子どもが視野や知的好奇心を広げにくくなる可能性があるとも指摘されています。

令和元（2019）年12月以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、本市においても、全学校園が長期にわたり臨時休業となるなど学校の教育活動に甚大な影響が出るとともに、社会教育や生涯学習、地域活動の取組の多くが従来どおりに実施することが困難な状況が続いています。取組を実施する際も感染防止対策の徹底が必要であり、「学びを通じた人とのつながり」を育むことが難しくなっています。市民生活のみならず、多方面にわたって、深刻な影響を及ぼす事態となっていることから、社会的・経済的に厳しい状況に置かれている人々へのエンパワーメント[5]がますます重要になってきています。

（2）生涯学習に関する国の動向

ア　平成 29（2017）年の「社会教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正

平成 27（2015）年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や学校が抱える課題の複雑化・困難化といった状況を踏まえ、家庭教育充実の必要性や学校と地域の連携・協働の重要性などが指摘されました。これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総がかりでの教育の実現を図る必要があるとされています。

これを踏まえて、平成 29（2017）年に社会教育法が改正され、「地域学校協働活動」が法的に位置付けられました。これは、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現

[5] エンパワーメント…「力をつけること」と訳される。個人が本来持っている潜在的な力や可能性を引き出し、その人らしく社会参加する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけることにつながること。

をめざすものであり、その推進体制である地域学校協働本部は、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することとされています。

また同年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会が学校や地域の実情に応じて「学校運営協議会」を設置することが努力義務化されました。学校運営協議会では、「校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること」、「学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができること」などが定められました。この学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」といい、これまでの「開かれた学校」からさらに一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換をめざすこととなっています。

イ　「学習指導要領」の改訂

平成 29（2017）年に、小・中学校の学習指導要領、幼稚園教育要領が改訂され、順次全面実施されています。これからの教育課程の理念のポイントのひとつが「社会に開かれた教育課程」であり、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくことが重視されています。

また、子どもたちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力として、①生きて働く「知識及び技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、③学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱が挙げられており、それらの資質・能力の育成をめざす「主体的・対話的で深い学び」が求められています。「学びに向かう力」を基盤とした主体的な学びは、生涯学習のめざすものとも共通しており、本計画においても重要な視点と考えられます。

ウ　中央教育審議会の動き

平成 30（2018）年の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が示されました。持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わり、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要であり、社会教育は個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を有しているとされています。

また、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」の実現に向けて、住民の主体的な参加のためのきっかけづくり（社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化）、ネットワーク型行政の実質化（社会教育行政担当部局で完結させず、首長部局、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働）、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍（学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し）などの観点が重要であるとされています。